

経営面にかかる検討部会設置要綱

令和6年4月 15 日
長浜市
日本赤十字社
滋賀県長浜保健所

(目的および設置)

第1条 この要綱は、湖北圏域病院運営検討会議(以下「病院運営検討会議」という。)設置要綱第5条第1項の規定に基づき、経営面にかかる検討部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 部会では以下の事項を所掌し、経過および結果を病院運営検討会議に報告する。

- (1)「診療科再編」を早急に進めるための経営面の課題と論点の整理及び長浜市と日本赤十字社による指定管理者制度の導入に向けた課題と論点の検討
- (2)その他部会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 部会の構成員は、別紙のとおりとする。

(会議)

第4条 部会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。

2 部会の開催および会議資料は、原則として非公開とする。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、長浜市健康福祉部および日本赤十字社医療事業推進本部が共同で処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月 15 日から施行する。